

藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会傍聴規則を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

- 1 改正する規則  
別紙のとおり
- 2 施行期日  
公布の日

#### 提案理由

この規則を提出したのは、教育委員会会議を円滑に運営することを目的に、状況に即した対応を可能とするため、傍聴の申込みの受付時間に関する規定を整備する必要による。

藤沢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会傍聴規則（昭和27年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認める場合は、あらかじめ別の時間を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市教育委員会傍聴規則(昭和27年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会傍聴規則</p> <p style="text-align: right;">昭和27年11月1日 教委規則第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和38年 7月 1日教委規則第1号 平成 7年 5月10日教委規則第3号 (題名改称)</p> <p style="text-align: center;">平成22年 8月20日教委規則第1号 平成27年3月19日教委規則第3号</p> <p>第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者はすべてこの規則を守らなければならない。</p> <p>第2条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の定員は、あらかじめ教育長が定める。</p> <p>3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。<u>ただし、教育長が必要と認める場合は、あらかじめ別の時間を定めることができる。</u></p> <p>4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</p>	<p>○藤沢市教育委員会傍聴規則</p> <p style="text-align: right;">昭和27年11月1日 教委規則第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和38年 7月 1日教委規則第1号 平成 7年 5月10日教委規則第3号 (題名改称)</p> <p style="text-align: center;">平成22年 8月20日教委規則第1号 平成27年3月19日教委規則第3号</p> <p>第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者はすべてこの規則を守らなければならない。</p> <p>第2条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の定員は、あらかじめ教育長が定める。</p> <p>3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。</p> <p>4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</p>

5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。

(平成7教委規則3・全改, 平成22教委規則1・平成27教委規則3・一部改正)

第3条 以下略

5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。

(平成7教委規則3・全改, 平成22教委規則1・平成27教委規則3・一部改正)

第3条 以下略